

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大潟村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大潟村長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 【オンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務】 ・オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会が、当町からの委託を受け「医療保険者向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）における資格履歴確認事務」を行うため、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して中間サーバー等へ被保険者情報の提供を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金が、当町からの委託を受けて「中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1（第44項）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課、福祉保健課
②所属長の役職名	税務会計課長、福祉保健課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークにおける情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 (1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,44,45,46,58,62,80,87,88,93,106の項)	・番号法第19条第7号、別表第二 (1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,19,20,21,22,23,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,53,54,55,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,88,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,109,113,114,115,116,117,120の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20,25,26条	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長 加島 薫、住民生活課長 田中 誠悦	税務会計課長 田中 司、住民生活課長 加島 薫	事後	平成29年4月1日人事異動による
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長 田中 司、住民生活課長 加島 薫	税務会計課長 北嶋 学、住民生活課長 加島 薫	事後	平成31年4月1日人事異動による
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長 北嶋 学、住民生活課長 加島 薫	税務会計課長、住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成17年3月31日時点	令和元年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成17年3月31日時点	令和元年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和2年10月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 【オンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務】 ・オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、秋田県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当町からの委託を受け「医療保険者向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)における資格履歴確認事務」を行うため、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して中間サーバー等へ被保険者情報の提供を行う。 ・社会保険診療報酬支払基金が、当町からの委託を受けて「中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和2年10月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和2年10月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、24条 【オンライン資格確認の準備業務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二 (1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,17,18,19,20,21,22,23,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,53,54,55,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,88,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,109,113,114,115,116,117,120の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20,25,26条	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17,22,88,97,106,120の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年3月31日時点	令和2年10月8日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長、住民生活課長	税務会計課長 北嶋 学、住民生活課長 加島 薫	事後	平成31年4月1日人事異動による
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長 北嶋 学、住民生活課長 加島 薫	税務会計課長、住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務会計課長、住民生活課長	税務会計課長、福祉保健課長	事後	組織編制による
令和5年7月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月8日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、24条【オンライン資格確認の準備業務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第1(第44項)	事後	法令の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17,22,88,97,106,120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令の変更のため
令和7年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱回数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加		